

<p><b>例 規 名</b></p>	<p><b>富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b></p>
<p><b>制 定 趣 旨</b></p>	<p>国は、行政手続や内部手続における書面・押印・対面を見直すこととし、サービスの宣誓時の「署名及び対面」を不要とする改正がされました。また、埼玉県においても、サービスの宣誓に関する宣誓書の「署名及び押印」を不要とする改正がされました。</p> <p>本市の押印見直し方針や、これらを踏まえ、本市においても、県費負担教職員のサービスの宣誓の実施方法について変更を行うものです。</p> <p>※国は政令の改正を令和3年3月26日付で公布  ※埼玉県は条例の改正を令和3年3月30日付で公布</p>
<p><b>制 定 内 容</b></p>	<p>(1) 「署名」を廃止</p> <p>《参考》  本条例の改正に合わせ、宣誓書への「押印」について規定する富士見市立学校職員サービス規程（昭和32年教委訓令第6号）を改正する予定。</p>
<p><b>施 行 日</b></p>	<p>公布の日から施行</p>

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年条例第27号）新旧対照表

新	旧
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに市立学校の県費負担教職員となった者は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める様式による_____宣誓書を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに市立学校の県費負担教職員となった者は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める様式による<u>署名した</u>宣誓書を教育委員会に提出しなければならない。</p>